

任期制で大学はよくなるか

——大学教員等任期制法案について考える——

三輪 定宣

大学やそこで働く大学教員は地域の人たちにどのように見えているのであろうか。大学は受験戦争をあり、高い学費をとり多くの希望者に門を閉ざしており、大学教員は地位に安住し、高慢不遜であるといった反感を抱いている人々は少なくないだろう。そんな大学や大学教員に「任期制」という強烈なショックを与えることは人々の支持を受けるのかも知れない。大学が真に学生や国民のものにならないかぎり、このような不信や誤解が生ずるのは当然でもある。

いま、政府の「行政改革」「財政構造改革」のもとで、大学が大きく変えられようとしている。任期制導

入をはじめ、国立大学の民営化、地方移管、独立機関化、学長の権限強化、大学教職員・入学定員の大削減・リストラ方針など、まさに大学への集中砲火の観がある。ここでは、今国会で採決が強行されようとしている任期制法案——「大学の教員等の任期に関する法律案」——「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律案」をとりあげ、それが地域の人たち、国民にとって真の大学改革になるのかどうか検討してみたい。はたして任期制で大学はよくなるか。

法案の前者は、大学等の判断で教員の「任期が定められる場合」を、①「先端的、学際的又は総合的な教

育研究」等、②主に研究に従事する助手、③「特定の計画」に基づく教育研究と定めている。後者は、試験研究機関等の研究員の「任期を定めた採用」の場合を「特に優れた研究者」の「招へい」（原則五年）、「有為な研究者」養成（原則三年）に区分し、その給与勤務時間の特例を規定している。

いずれも、任期を定め「退職」を明記した解雇を合法化する「解雇法」であることに注意したい。すなわち、法律で「任期が定められる場合」が合法化され、解釈や法改正で際限なく適用範囲を拡大する危険をはらんでいる。文部省に予算要求の査定権を握られている国立大学などは、財政誘導、や、窓口指導、事務局ルートを通じて任期制導入を余儀なくされる。十八歳人口の減少を背景に教員を減らしたい私立大学でも学枝経営者が任期制に飛びつくに違いない。

このような任期切れで「退職」、解雇となる不安定な身分のもとで、大学教員等が正常な研究・教育活動ができるであろうか。短期の業績づくりや再就職に気をとられ、腰を据えた研究・教育活動は困難となり、独創的・先駆的・基礎的研究やスケールの大きな研究の芽が摘み取られるに違いない。異動が頻繁となり、

それに伴うロスが増え、大学の自治や伝統が崩れ、地域に根ざした教育研究が廃れるだろう。再任が心配で業績を評価する人たちの目を気にしていたのでは「学問の自由」は窒息し、御用学問がはびこり、国策研究や大企業向けの研究が栄えるだろう。教員が目先の研究業績競争に明け暮れるようになれば、大学教育は手抜きになる。任期制には社会や国民、学生の利益に反するさまざまな弊害が予想される。

法案によれば、任期制はまず「先端的研究」等や助手という若手研究者から導入されるが、この発想は正しいであろうか。「先端的研究」や若い研究者こそ恵まれた研究環境が必要ではないか。一般に若い研究者が大学の専任教員に採用される年齢は三十歳代であり、大学生の普通の就職より十年以上遅い。それまで大学院博士課程修了、オーバードクターといわれる浪人生活など、長期の教育訓練を受け多額の学費を使い奨学金を借り、厳しい生活を余儀なくされている。助手など若い研究者がそのスタートから任期制、解雇という不安定な身分にさらされるならば、多くの有能な青年が大学への就職の途を避けるだろう。日本の学術の発展に大きなマイナスである。

現行の制度は、労働者・公務員の人間らしい生活を守るため一年を越える期間の契約を禁止し（労働基準法第一四条など）、「学問の自由」保障のため大学教員の身分を手厚く規定している（憲法第二三条、教育基本法第二、六条、教育公務員特例法等）。任期制はそこに「風穴」を開け、大学教員にとどまらず、ほかの教員、公務員、労働者全般に任期付き雇用を広げるための地ならし、リストラ旋風の引き金とするねらいが見え見えである。「学問の自由」＝国民の真理探究の自由の拠点を脅かし、暗黒時代の再来を招きかねない。昨今の政治の流れを見ると、それは決して杞憂とはいえないだろう。一見、一般の人々とは縁遠い大学教員の任期制がそれぞれの権利侵害となってハネ返ってくるに違いない。

任期制導入の目的は「学問的交流」による「教育研究の活性化」（第一条）であり、その理由として大学審議会は、日本の大学では「国際的な競争に耐え得る水準の研究成果があがっていない」と断定している。しかし、この大前提が疑わしいのである。例えば、アメリカのカネギー教育振興財団の調査によれば、一四カ国（米英独など）の研究業績率（全分野平均）は

日本の大学がトップである。その反面、四カ国（米英独日）の比率では研究条件の不満度―研究旅費・実験室・施設・コンピュータ・機器・図書館・研究室・事務的補助の評価で「よくない」と答えた者の割合―はいずれの項目でも日本が最高である（有本章、江原武一―編著「大学教授職の国際比較」玉川大学出版部）。日本の大学教員等は一般に国際的に劣悪な研究条件下で最高度の研究業績をあげていることになる。政府の任務は任期制による大学教員等の身分・待遇の劣化ではなく、その地位の確立、研究・教育条件の改善等による支援であり、それが今日の国際的趨勢・常識でもある。

ちなみに、ユネスコ「高等教育の教育職員」の地位に関する勧告草案（一九九七年開催の第二九回総会で採択予定）は、終身在職権（定年まで解雇されない権利）や同様の地位が「学問の自由」の擁護や専断的決定に対する手続的保障であり（第四五項）、不当な解雇を認めない（第四六項）など、大学教員等の地位の確立に必要な事項を全一章七七項にわたり詳細に規定しているが、任期制の条項はない。日本政府は勧告草案の作成過程において任期制を想定した「限定さ

れた期間の雇用」という修正案を主張して拒まれた経緯があり、今回の任期制法律化は「勧告草案」に対する露骨な再挑戦である。政府は法案を撤回し、「勧告草案」に集約された国際的基準・常識に照らして低劣な国内法や実態を改善し、大学教員等の地位の確立に努めることを本来の任務である。

政府の教育への熱意や見識は教育費に現れる。教育費の国際的傾向を、一九六〇―九一年の公教育費の対GDP（国内総生産）比の推移にみると、先進国平均四・四％↓五・九％、北米五・二％↓七・〇％、日本四・九％↓五・〇％であり、日本の後退が際立つ。特に高等教育費の対GDP比（一九九二年）はOECD諸国平均一・七％、日本〇・八％であり、日本は主要国の半分以上の水準にすぎない（国連開発計画局、OECD事務局調べ）。国民の税金は肝心の教育にあまり使われていないのである。公教育へのこの無策ぶりが二一世紀日本の教育と社会の最大の停滞要因になりかねない。政府は国際水準並の教育予算の飛躍的増加研究・教育条件の抜本的改善を急ぎ、大学教員等を支援すべきことは自明である。大学が豊かな公費に支えられ、教育が無償となり門戸がひろく国民に開かれる

こと、大学教員が安定した身分・待遇のもとで教育研究活動に専念し、公費にこめられた国民の要求や付託にこたえる努力を支援することが、真の大学改革の途であり、その根幹的条件であろう。任期制は明らかにそれに逆行し、国民の利益に反し地域の人たちのための大学づくりを阻むものといわざるをえない。

（みわさだのぶ 千葉大学教授）

